

市会議員団 様

2021年11月1日

## 公開質問状

拝啓、時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、オンブズマン愛知（以下、「本会」という。）は、政治的に主体性を有する市民社会を形成するため、政治、行政等のあり方を追求し、これを達成するために結成された団体です。

本会は、昨今、問題となっている地方議員の「政務活動費」について調査活動等を行っています。

中でも、政務活動費の「人件費の支出について」は、支出の根拠、証拠等が不明、曖昧であるため、明らかにするよう要求します。

自由民主党名古屋市会議員団の政務活動費の使途については、6月23日に公開質問状を提出済みです。

### 1. 人件費の支払いは「名古屋市会政務活動費の交付に関する条例」に基づく

(1) 人件費の支払いは、「政務活動費の使途に関する基本指針」により次のとおりとしています。

- ・会派が行う活動を補助する職員（臨時職員を含む）を雇用する経費
- ・適用費目  
給料、手当、社会保険料、賃金、交通費、その他必要とされる経費

### 2. 質問事項

#### (1) 雇用契約書の締結

労働基準法では、使用者は労働者を雇用する場合、「雇用契約書」の締結を義務付けています。貴団の見解を求めます。

- ① 会派が行う活動を補助する職員（臨時職員を含む）を雇用した場合、雇用契約書の締結の有無を明らかにし、見解を求めます。
- ② 契約書の写しを提示されたい。
- ③ 雇用契約書を締結しない、その理由を明らかにすること。

(2) 労働基準法では、使用者は労働者を雇用する場合「労働条件通知書」の交付を義務付けています。貴団の見解を求めます。

- ① 政務活動補助員に対し、労働条件通知書の交付の有無を明らかにする

こと。

② 通知書の写しを明らかにし提示されたい。

③ 労働条件通知書を交付しない場合、その理由を明らかにすること。

(3) 政務活動補助員等の雇用に伴い、社会保険である「労災保険」への加入が求められています。貴団の見解を求めます。

① 加入状況を明らかにすること。

② 既に参加済みであれば、写しを提示されたい。

③ 労災保険に未加入の場合、その理由を明らかにすること。

(4) 政務活動補助員等への給与、賃金等の支払者について

貴団の見解を求めます。

① 会派として何名を雇用しているのか。

② 雇用主は誰か明らかにすること。

③ 生計が同じ親族、及び親族の雇用はされているのか。

④ 支払者は、支払を受ける者に対し「給与所得の源泉徴収票」を発行しているのか。明らかにすること。

⑤ 「源泉徴収票及び支払調書」を発行しない、その理由を明らかにすること。

(5) 支払者は支払を受ける者に対し、給与、賃金等の支払いの「年末調整及び確定申告」を行うよう指導しているのか。貴団の見解を求めます。

(6) 支払者、支払金額により、按分率がバラバラである。貴団の見解を求めます。

① 按分率（例えば、60%、80%）の根拠及び内容を明らかにすること。

② 業務内容により、給与、賃金等に相違があるが、どのように仕分けしているのか。基準を明らかにすること。

③ 総額と充当額の差額の支払者は、誰か明らかにすること。

④ 支払者により、領収書の書き方が違うが何故か。会派内で統一すべきである。見解を求めます。

### 3. 公開質問状及び回答の扱い

① オンブズマン愛知のホームページに掲載します。

② 新聞社及び報道機関等に公開します。

### 4. 回答期限

11月30日までに、ポストに投函願います。

オンブズマン愛知

代表世話人 加藤芳文

(上記事務局)

名古屋市中区錦三丁目 7 番 9 号

太陽生命名古屋第二ビル 9 階

弁護士法人 錦綜合法律事務所

電話 052-951-2431

FAX 052-951-2432